

公害防止組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

◎ 特定事業者

特定工場（対象業種に属する工場のうち政令で定める施設を設置する工場）を設置している者のことで、公害防止組織の整備（公害防止管理者の選任、届出等）が義務付けられている。

特定事業者	特定工場の対象業種	政令で定める施設	特定事業者の義務
特定工場を設置している者	製造業（物品の加工業を含む。） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	ばい煙発生施設 汚水等排出施設 騒音発生施設 振動発生施設 特定粉じん発生施設 一般粉じん発生施設 ダイオキシン類発生施設	公害防止組織の整備 （公害防止管理者の選任、届出等）

公害防止組織

公害防止管理者等	業務
公害防止統括者	公害防止に関する業務を統括管理
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮
公害防止管理者	原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施等の技術的事項を管理
代理者	公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう

◎ 選任基準等

1 公害防止統括者を選任すべき特定工場

（昭和 46 年 8 月 11 日政令第 264 号 最終改正：平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令）

政令で定める施設	特定工場の規模	選任可能な資格
ばい煙発生施設	従業員数 21 名以上	(資格不要)
汚水排出施設		
騒音発生施設		
振動発生施設		
特定粉じん発生施設		
一般粉じん発生施設		
ダイオキシン類発生施設		

2 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場

（昭和 46 年 8 月 11 日政令第 264 号 最終改正：平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令）

政令で定める施設	特定工場の規模	選任可能な資格
ばい煙発生施設と汚水等排出施設	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が 4 万 m ³ 以上であり、かつ、排出水量 1 万 m ³ 以上	公害防止主任管理者 大気関係第 1 種又は第 3 種 かつ 水質関係第 1 種又は第 3 種
備考		
1	排出ガス量とは、設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の 1 時間当たりの量を温度が零度で圧力が 1 気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。	
2	排出水量とは、1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。	

3 公害防止管理者を選任すべき特定工場及び政令で定める施設の基準

(昭和46年8月11日政令第264号 最終改正：平成19年11月21日政令第339号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令)

政令で定める施設		特定工場の規模等 (注1, 注2)		選任可能な資格
区分	基準			
ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設(注3)	ばい煙発生施設が設置されている工場のうち、大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設(注4)又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場	排出ガス量 4万m ³ 以上	大気関係 第1種
			排出ガス量 4万m ³ 未満	大気関係 第1,2種
		ばい煙発生施設が設置されている工場のうち、上記に掲げる施設以外が設置されている工場で排出ガス量が1万m ³ 以上のもの	排出ガス量 4万m ³ 以上	大気関係 第1,3種
			排出ガス量 4万m ³ 未満	大気関係 第1~4種
汚水等排出施設	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設(注5)	汚水等排出施設が設置されている工場のうち、別表第1(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1)に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの	排出水量 1万m ³ 以上	水質関係 第1種
			排出水量 1万m ³ 未満	水質関係 第1,2種
		汚水等排出施設が設置されている工場のうち、上記に掲げる施設以外が設置されている工場で排出水量が1,000m ³ 以上のもの	特定地下浸透水の浸透	
			排出水量 1万m ³ 以上	水質関係 第1,3種
排出水量 1万m ³ 未満	水質関係 第1~4種			
	騒音発生施設	1 機械プレス(呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。) 2 鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。)	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	
振動発生施設			1 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。) 2 機械プレス(呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。) 3 鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。)	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの

政令で定める施設		特定工場の規模等（注1、注2）	選任可能な資格
区分	基準		
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（注6）	特定粉じん発生施設が設置されている工場（ばい煙に係る特定工場を除く。）	大気関係 第1～4種 特定粉じん関係
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（注6）	一般粉じん発生施設が設置されている工場（ばい煙又は特定粉じんに係る特定工場を除く。）	大気関係 第1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設	ダイオキシン類発生施設のいずれかが設置されている工場	ダイオキシン類関係
<p>（注1） 排出ガス量とは、設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。</p> <p>（注2） 排出水量とは、1日当たりの平均的な排水の量をいう。</p> <p>（注3） 大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。</p> <p>（注4） 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。</p> <p>（注5） 水質汚濁防止法施行令別表第1第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。</p> <p>（注6） これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。</p>			

別表第1

（昭和46年8月11日政令第264号 最終改正：平成19年11月21日政令第339号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1）

番号	号番号	要件
1	19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	22	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	23の2	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	24	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	25	全て
6	26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
7	27	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれら含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
8	28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	29	全て
10	31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。

	号番号	要件
12	33	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。
13	34	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	35	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
15	37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)又はアルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
16	38の2	全て
17	41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
18	43	全て
19	46	有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
20	47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
21	48	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
22	50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
23	51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
24	53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
25	58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
26	61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
27	62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
28	63	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
29	63の3	全て
30	64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
31	65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。

	号番号	要件
32	66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
33	66 の 2	全て
34	71 の 5	全て
35	71 の 6	全て
備考 号番号とは水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号をいい、この表に掲げる施設とは中欄に掲げる当該号番号に係る施設ごとにそれぞれ右欄の要件に適合する施設をいう。		